

平成30年7月 3日

株主の皆様へ

株式会社プロスペクト

配当金に関する源泉徴収手続相違のお詫び

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、平成30年6月29日を効力発生日として株主様にお支払いしました第117期期末配当金については、「第117期期末配当の税務上の取扱いに関するご案内(平成30年6月28日 当社ホームページに掲載)」の通り、その全額が「その他資本剰余金」からの配当となり、税務上の「資本の払戻し」に該当し、配当所得に当たらないため、源泉徴収の対象になりません。

しかしながら、今般、証券保管振替機構への交付金銭等情報通知が遅滞したことを起因として、「証券会社を通じて期末配当金を受領された株主様の配当金」に対して、一部の株主様において所得税及び住民税が源泉徴収されていることが判明いたしました。

当該株主の皆様には、多大なご迷惑ならびにご心配おかけしましたことを衷心よりお詫び申しあげます。

なお、源泉徴収された株主様におかれては、今後順次、証券会社を通じ源泉徴収相当額について、株主様へお支払いの予定です。詳細は、お取引の証券会社宛にお問合せ下さい。

また、「銀行等口座振込の株主様」および「ゆうちょ銀行期末配当金領収証にて配当金を受領された株主様」につきましては、本件に係る影響はございません。

敬具

【ご照会先】

(1)源泉徴収分のお取扱いに関するご照会先

お取引の証券会社

(2)その他株式に関するお手続きについてのご照会

当社株主名簿管理人 : みずほ信託銀行株式会社

同連絡先 : みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

T E L : 0120-288-324 (フリーダイヤル)

受付時間 : 9時～17時 (土・日祝祭日除く)